

回 覧 令和2年7月1日（三股町）代表☎：52-1111

.	.	.	.	.	.	.	.	.	.
.	.	.	.	.	.	.	.	.	.

◎読んだらすぐ隣へ回しましょう

- | 【分 類】 | 【No.】 | 【内 容】 |
|--------|-------|--|
| <重 要> | 1 | ◆【新型コロナウイルス感染症関連】国民健康保険税や介護保険料の減免申請を受け付けます |
| | 2 | ◆【新型コロナウイルス感染症関連】国民年金保険料の免除申請を受け付けます |
| <募 集> | | ◆みまた町民総合スポーツ祭の8月に開催する競技をお知らせします |
| | 3 | ◆令和2年度（第20回）赤い羽根図書・クオカード原画を募集します |
| <お知らせ> | 4 | ◆自衛官などの募集を行います
◆わくわく教室「ヨーガ教室 ^{プラナ} 」の受講生を募集します |
| | 5 | ◆「みんなで創ろう、みまたん地域づくり推進事業補助金」対象事業を追加募集します |
| | | ◆切れた電線に近づいたり、触ったりしないでください |
| | 6 | ◆「自筆証書遺言書保管制度」が始まります
◆町内一斉清掃を実施します |
| | 7 | ◆水稻の病害虫防除を行います
◆健康づくりに取りくんで、ポイントを貯めましょう |
| | 8 | ◆マイナポイント事業申請手続きのお手伝いをします（希望者のみ）
◆マイナンバーカード（個人番号カード）申請をお手伝いします
◆マイキーIDの設定をお手伝いします |
| | 9 | ◆三股町就学相談会を開催します |
| | | |
| | | |



防災無線の放送内容が☎で確認できます！

三股町放送内容 ☎ 0986-51-1417
【確認ダイヤル】 ☎ 0986-51-1418

※どちらの番号でも
同じ内容です。



【利用上の注意】

- ① 24時間365日利用可能で、放送直後から利用できます。
- ② 放送内容を当日のみ確認できます。
- ③ 同時にたくさんの人が電話をかけると、つながりにくくなる場合があります。（少し時間をおいて、かけなおしてください）

【問い合わせ】総務課 危機管理係
☎52-1110（直通）

- | 【分 類】 | 【No.】 | 【内 容】 |
|-----------|-------|--|
| <保健と福祉> | 9 | ◆「母子及び父子家庭医療費助成事業」受給資格者証の更新を受け付けます |
| | 10 | ◆児童扶養手当の現況届を提出してください |
| <保健と福祉> | 11 | ◆後期高齢者医療からのお知らせです（高齢者） |
| | | |
| <農林畜産業関連> | 13 | ◆農地利用状況調査（農地パトロール）を実施します
◆令和3年度分「電気防護柵（イノシシ・シカ用）」の申し込みを受け付けます |
| | 14 | ◆令和2年度高収益作物次期作支援交付金の受付を実施します |
| | 15 | ◆農業用ため池マップが公表されました |
| | | ◆町福祉・消費生活相談センターでは相談を受け付けています |
| | 16 | ◆「おもちゃ病院三股」を開設します
◆「ふれあい福祉相談」を実施しています |
| <相 談> | | |



重 要

◆【新型コロナウイルス感染症関連】国民健康保険税や介護保険料の減免申請を受け付けます

新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少した世帯とその世帯にいる65歳以上の人の、国民健康保険税や介護保険料の減免申請を受け付けます。ただし、減免には条件があります。詳しくは本町公式サイトを確認してください。また、**郵送での申請が原則**です。

■対象者＝

- ①新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡、または重篤な傷病を負った世帯
- ②新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者の収入が次の条件をすべて満たす世帯
 - ア．不動産収入、事業収入、給与収入、山林収入のいずれかが前年に比べて3割以上の減少が見込まれること
 - イ．前年の所得合計額が、1000万円以下であること（国保税減免の場合のみ）
 - ウ．前年のア．以外の所得合計額が400万円以下であること※年金収入など固定的な収入のみの人は対象ではありません。
※株式などの譲渡や配当などの減収は含みません。
※介護保険料の減免は、①または②と同じ世帯にいる65歳以上の人が対象です。

■減免割合＝

- 対象者①・・・全額免除
対象者②・・・前年の合計所得金額によって、全額免除または一部を減額

■必要書類＝

- ①国民健康保険税減免申請書または介護保険料減免申請書
 - ②事業収入等申告書
 - ③主たる生計維持者の令和2年1月から申請月の前月までの収入などが分かる書類（月別の売上台帳、給与明細など）の写し
 - ④申請者の本人確認書類の写し
 - ⑤委任状（世帯主以外が申請する場合）
 - ⑥通帳の写し（金融機関名、支店名、口座種別、口座番号、口座名義人が確認できるもの）
- ※①、②は町公式サイトでダウンロードできます。

■臨時窓口の設置＝

郵送での申請が原則ですが、それが困難な人のために臨時窓口を設置します。

※臨時窓口で申請する場合は、印かんを持ってきてください。

【日時】：7月15日（水）～31日（金）（*土、日、祝日は除く）

午前9時～午後7時（正午～午後1時を除く）

8月1日（土）、2日（日）

午前9時～午後5時（正午～午後1時を除く）

8月3日（月）～7日（金）

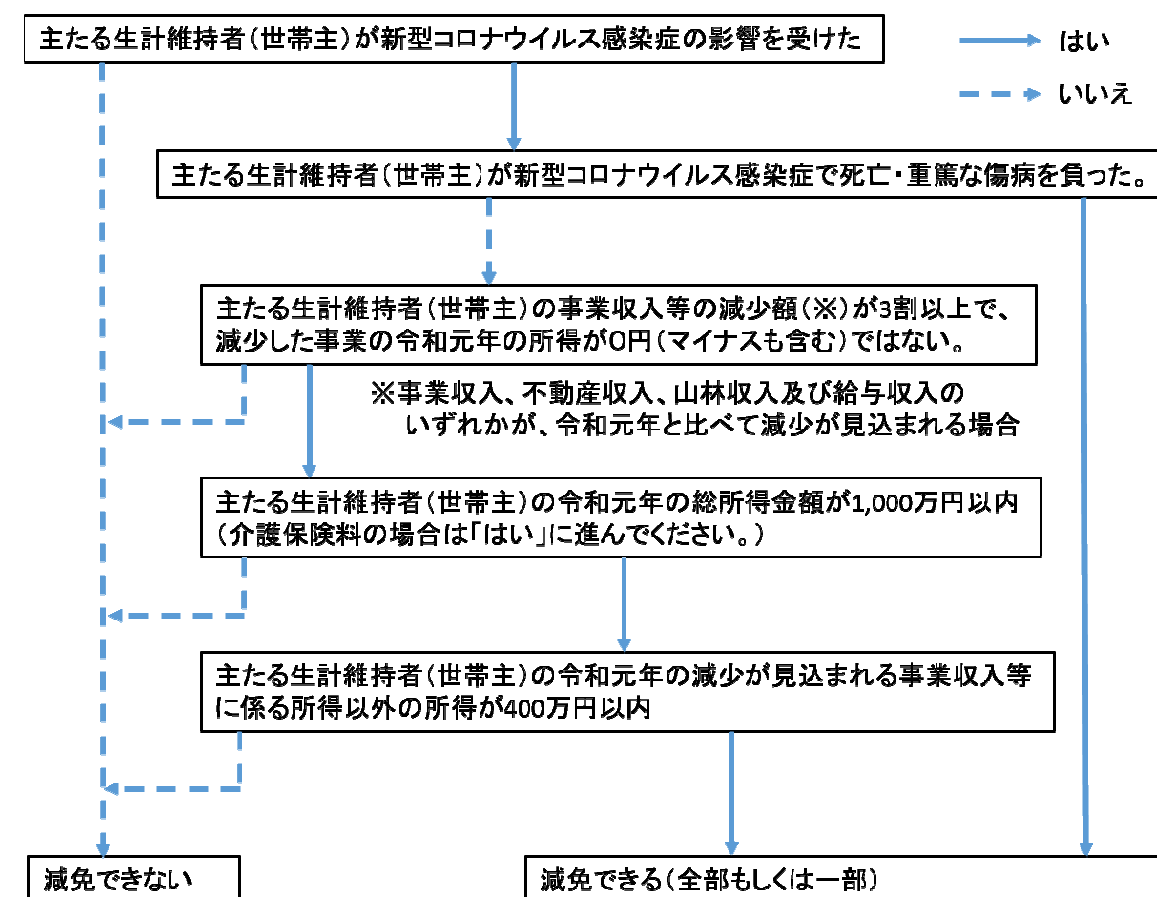
午前9時～午後5時（正午～午後1時を除く）

【場所】：役場1階ロビー

※状況によっては、期間終了を待たずに臨時窓口を終了することもありますのでご了承ください。

※臨時窓口が終了した後も担当係の窓口で受付を継続しますが、令和3年3月31日が受付の期限となっておりますのでご注意ください。

■減免の簡易フロー（※簡易的にまとめたものです。詳細を必ず確認してください。）



※お問い合わせは、

・国民健康保険税のこと

税務財政課 住民税係（1階 ⑤番窓口）☎：52-9638（直通）

・介護保険料のこと

高齢者支援課 介護高齢者係（1階 ⑦番窓口）☎：52-9062（直通）をお願いします。

募 集

◆【新型コロナウイルス感染症関連】国民年金保険料の免除申請を受け付けます

新型コロナウイルス感染症の影響で、令和2年2月以降の収入が減少した場合は、臨時特例措置として本人申告の所得見込額を用いた簡易な手続きで、国民年金保険料の免除申請（学生の方は学生納付特例）が可能となりました。

■対象者＝

次の①・②の両方が該当する人が対象です。

①**新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少したこと**

②**収入の減少で相当程度まで所得の低下が見込まれること**

※令和2年2月以降の任意の月での収入額を12カ月分に換算し、見込みの経費などを控除して算出する。

※免除などの判定は、世帯主および配偶者（納付猶予は配偶者のみ）も審査の対象となります。

■審査の対象となる期間＝

令和2年2月分から6月分まで

※7月分以降は、改めて申請が必要です。

■申請に必要なもの＝

①国民年金保険料免除・納付猶予申請書

②所得の申立書（簡易な所得見込額の申立書（臨時特例用））

※所得見込額を確認できる書類の添付は必要ありませんが、申立書の記入内容を確認するため、日本年金機構から書類の提示または提出を求められる場合がありますので、申請後2年間は保管してください。

※お問い合わせは、

町民保健課国保年金係（1階③番窓口） ☎：52－9632（直通）

または都城年金事務所 ☎：23－2571（代表）

をお願いします。

◆みまた町民総合スポーツ祭の8月に開催する競技をお知らせします

8月にみまた町民総合スポーツ祭で次の競技を開催します。参加を希望される人は、期日までに申し込んでください。

■ **競技種目** ＝ ペタンク

■ **大会期日** ＝ 8月4日（火）午前9時集合

■ **競技会場** ＝ 第7地区分館 ※雨天時は多目的スポーツセンター

■ **表 彰** ＝ 第3位まで

■ **申 込 先** ＝ 町教育委員会 教育課 スポーツ振興係

■ **申込締切** ＝ 7月17日（金）

■ **そ の 他** ＝ この大会の競技方法、競技規則、大会運営などは大会要項、および申し合わせで実施します。



※お申し込み・お問い合わせは、

町教育委員会 教育課 スポーツ振興係（町中央公民館内）

☎：52－9312

FAX：52－9724

をお願いします。

◆令和2年度（第20回）赤い羽根図書・クオカード原画を募集します

赤い羽根共同募金運動に対する理解を深め、運動の普及拡大と温かい助け合いの心の輪を広げるため、赤い羽根図書・クオカードを作成し、赤い羽根共同募金運動展開に活用しようという趣旨で、広く県民を対象として図書・クオカード原画を募集します。

■主催＝ 社会福祉法人 宮崎県共同募金会

■後援＝ 宮崎県・宮崎県教育委員会・宮崎県社会福祉協議会

■応募資格＝ 制限はありません。誰でも応募できます。
※募集作品は一人3点までとし、未発表のものに限ります。

■応募方法＝

- ①原画は用紙1枚につき1点とします。
- ②用紙の裏側に住所、氏名、年齢、電話番号、職業（学生の場合は学校名・学年）を記入してください。
- ③用紙の裏側に原画の説明（意味・意図など）を書き添えてください。

■テーマ・内容＝

- ①共同募金のシンボルである赤い羽根を配し、分かりやすく親しみやすいものとします。
- ②赤い羽根の図柄は概ね右のものとし、
- ③用紙の大きさはB5サイズ（約18×26cm）とします（台紙などは付けないこと）縦横は自由ですが、大きさが著しく異なるものは受け付けできませんのでご注意ください。
- ④表現（描画）材料は自由とします。
- ⑤色彩も自由とします。
- ⑥原画の中には文字、数字は入れないでください。
- ⑦既存のキャラクターは使用しないでください。



■送付先＝

〒880-0007 宮崎市原町2-22
宮崎県福祉総合センター人材研修館内 社会福祉法人 宮崎県共同募金会

■募集期限＝ 8月7日（金）[当日消印有効]

■審査＝ 審査会（宮崎県共同募金会広報委員会）を開催して審査します。

■審査発表＝ 9月中旬ごろまでに行います。

■入選作品＝

最優秀作	1点	2万円
優秀作	4点	5,000円
佳作	15点	3,000円
努力賞	20点	記念品（高校生以下のみ）

※高校生以下の応募者は、賞金を商品券などに代えることがあります。

■著作権や個人情報の取り扱い＝

- ①入選作品の著作物使用権などの諸権利は主催者に帰属します。
- ②応募者の個人情報は、主催者が原画募集および作品展を開催するために必要な事務手続き以外には利用しません。
※ただし、展示および公式サイトへの掲載の際には、市町村名、氏名、職業（学生の場合は学校名学年）を掲載します。
- ③本人の同意なく第三者への開示や提供は行いません。

■その他＝

- ①応募者全員に参加賞として記念品を贈呈します。
- ②入選作品は返却できませんのでご了承ください。
- ③図書カードとは、図書カード取扱書店で書籍・雑誌が購入できるカードです。またクオカードとは、コンビニエンスストア、ガソリンスタンドなどで利用できるカードです。
- ④9月下旬から、県福祉総合センターで「赤い羽根図書・クオカード画応募作品展」を開催し、応募のあった全作品を展示する予定です。
- ⑤図書・クオカード原画や赤い羽根年賀はがき図案として使用する場合は、デザインを一部補作、修正する場合があります。

※過去の入選作品は公式サイトで確認することができます。

<http://www.akaihane-miyazaki.jp>

※お問い合わせは、

社会福祉法人 宮崎県共同募金会（宮崎県福祉総合センター人材研修館内）
☎：0985-22-3878 にお願ひします。

◆自衛官などの募集を行います

自衛隊は、国の平和と独立を守り、国の安全を保つための国防の任務と、災害時の人命救助や生活支援などを行う災害救助の任務に携わります。近年では、海外での平和貢献活動も行っており、自衛隊の活動の重要性がより一層大きくなっています。

このように、国民の生命と財産を守り、また、世界平和を推進していくためには、優秀な人材を確保する必要があります。

次の日程で、各種自衛官などの試験を実施します。種目ごとに受付時期や試験日が異なりますので確認してください。

募集種目	受付期間	1次試験日	応募資格
一般曹候補生	7月1日（水） ～9月10日（木）	9月19日（土）	18歳以上33歳未満の人
自衛官候補生	年間を通じて行っています。	受付時にお知らせします。	18歳以上33歳未満の人
航空学生	7月1日（水） ～9月10日（木）	9月22日（火）	海：18歳以上23歳未満の人 高卒者（見込含）又は高専3年次修了者（見込含） 空：18歳以上21歳未満の人 高卒者（見込含）又は高専3年次修了者（見込含）
防衛大学校学生（一般）	7月1日（水） ～10月22日（木）	11月7日（土） 8日（日）	18歳以上21歳未満の人 高卒者（見込含）又は高専3年次修了者（見込含）
防衛医科大学校 医学科学生	7月1日（水） ～10月7日（水）	10月24日（土） 25日（日）	18歳以上21歳未満の人 高卒者（見込含）又は高専3年次修了者（見込含）
防衛医科大学校 看護学科学生 （自衛官候補 看護学生）	7月1日（水） ～10月1日（木）	10月17日（土）	18歳以上21歳未満の人 高卒者（見込含）又は高専3年次修了者（見込含）

※お問い合わせは

自衛隊宮崎地方協力本部 都城地域事務所（陸上自衛隊都城駐屯地内）

☎：23-3944にお願いします。

◆わくわく教室「ヨーガ教室Prana」の受講生を募集します

町教育委員会では、「ヨーガ教室^{プラーナ}Prana」を次のとおり開催します。参加を希望する人は、お申し込みください。

■教室の内容＝呼吸法・体位法・瞑想法で構成された正統派のヨーガです。血流や気の流れを整えることによって、自律神経が整い、心身が健康になっていくのを実感することができます。その時季の体調に合わせた呼吸法やアーサナ（体位法）、アーユルヴェーダ（インド伝統医学）の知恵を取り入れたレッスンです。男女を問わず、初心者や体の硬い人も気軽にご参加ください。

■講師＝^{ふじた きょうこ}藤田 京子 先生【ヨガインストラクター】
（プラーナヨーガ研究会：本部三映子氏に師事。
日本ヨーガ・ニケタン主催、インド中央政府公認VYASA※のヨーガ教師養成講座終了。養成講座終了後は各種研修、合宿などで学び続けており自信を持って指導をします）
※スワミ・ヴィヴェーカ ナンダ・ヨーガ研究財団

■開催日時＝8月4日（火）～12月15日（火）まで
毎月第1・3火曜日
午前9時30分～11時30分（全10回）

■受講料＝2,500円 ※支払方法は開催決定はがきでお知らせします。

■準備するもの＝ヨガマット・タオル・飲物

■開催場所＝中央公民館 和室

■募集人員＝14人（先着順・成人男女対象）
※申し込み人数が10人未満の場合は、開催することができません。

■申込期限＝7月17日（金）

■申し込み方法＝
町中央公民館内の教育課・町役場総合案内窓口に備え付けの申込用紙に必要事項を記入して、教育課生涯学習係（中央公民館内）に直接提出してください。電話での申し込みはできません。
受付時間は平日の午前8時30分から午後5時までです。

※お問い合わせは、町教育委員会 教育課 生涯学習係（町中央公民館内）
☎：52-9311（直通） F A X：52-9724 にお願いします。



◆「みんなで創ろう、みまたん地域づくり推進事業補助金」対象事業を追加募集します

町は、町民と協力して地域を活性化する「自立と協働で創る元気なまち三股」を目指し、特色のある地域づくりを目指す団体に補助金を交付します。

※補助金交付には、審査会で認定を受ける必要があります。

目 的	住民と行政が協働でまちを支えていくための特色ある地域づくりを行おうとする団体の活動を支援するものです。
補助団体	町内で自主的に地域活動を実施する団体。 ※町の他事業の補助を受けている団体および他に補助金などの制度がある事業は申請できません。
補助期間	活動のきっかけづくりの支援ですので、補助期間は原則1年間（事業年度の3月31日まで）となります。 ただし、審査会で必要と認められた場合は、 <u>最長3年まで延長</u> できます。
補助金額	補助金額は、事業内容を審査会で審査して決定します。 ■限度額：20万円 継続が認められた事業は、次年度以降の補助額が減額されます。
募集期間	7月31日（金）まで

事業の採択・補助金額の決定は予算の範囲内で審査会において決定します。広く町民の提供する地域づくり活動を支援したいと考えておりますので、たくさんの応募をお待ちしております。応募をお考えの団体の人は、問い合わせください。

また、補助対象となる経費など、詳しい内容については、町公式サイトへも掲載しています。

※お問い合わせは、

企画商工課 企画政策係（3階 ②番窓口）

☎：52-1114（直通）をお願いします。

お知らせ

◆切れた電線に近づいたり、触ったりしないでください

台風などが来た後は強風や飛来物、倒木などで電線が切断されている場合があります。切れた電線には電気が流れている可能性があり、触ると感電する恐れがあります。万が一、切れた電線を発見された場合は、決して近づかずに、最寄りの九州電力送配電にご連絡ください。

【連絡先】

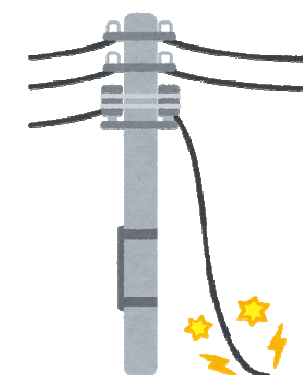
九州電力送配電（株） 都城配電事業所

☎：0120-986-963

※4月1日より九州電力（株）からの分社化に伴い連絡先が変更になりました。



九州電力送配電



※お問い合わせは、

総務課 危機管理係（2階 ②番窓口）

☎：52-1110（直通）をお願いします。

◆「自筆証書遺言書保管制度」が始まります

法務局で、自分が作成した自筆証書遺言に係る遺言書を保管する制度が新たに設けられ、7月10日から開始されます。利用は任意ですが、遺言書を法務局に預けることで、紛失や改ざんの防止、裁判所での検認が不要となるなどのメリットがあります。

遺言書の保管申請などは事前予約制です。遺言書や保管申請書をあらかじめ作成してから、遺言を残したい本人が遺言書保管所（法務局の本局または支局）で手続きする必要があります。また、手数料が1件につき3900円必要となります。

詳しくは、法務局公式サイト内の「遺言書保管制度」のページをご覧ください。ただか（「法務省 遺言書保管制度」で検索）、各法務局にお問い合わせください。

なお、法務局では、遺言の内容についてのご質問・ご相談は、お受けできませんのでご注意ください。



※お問い合わせは、

宮崎地方法務局	☎：(0985) 22-5124 (代表)
宮崎地方法務局都城支局	☎：(0986) 22-0490
宮崎地方法務局延岡支局	☎：(0982) 33-2179
宮崎地方法務局日南支局	☎：(0987) 25-9125

をお願いします。

◆町内一斉清掃を実施します

町内の一斉清掃を次のとおり実施します。快適な生活環境と美しいまちづくりのために、家庭周辺の清掃を各自治公民館、各支部や各種団体などで実施してください。

町内一斉清掃日：8月2日（日）
※雨天の場合は中止します。
【8月は、町内のごみ拾い推進月間です】

8月の町内一斉清掃は、公園・広場や道路など町内のごみ（空き缶など）を拾いましょう。

- ・環境美化に努め、「花と緑と水のまち」を推進します。
- ・ごみを拾う習慣と、ごみのポイ捨てをさせないまちをつくりましょう。

■**搬入場所**= 町一般廃棄物最終処分場（クリーンヒルみまた）

■**搬入時間**= 午前7時30分～9時

※時間厳守をお願いします。やむを得ず搬入時間に間に合わなくなった場合は、町一般廃棄物最終処分場までご連絡ください。

☆**一般廃棄物最終処分場（クリーンヒルみまた）☎：52-5424**

■**搬入できるごみ**=

- ・清掃で出た空き缶などの不燃物ごみ
☆分別して、直接搬入してください（町役場での回収は行っていません）。
☆処分場内では係員の指示に従ってください。
- ☆草、^{せんてい}剪定くず、側溝の泥や火山灰は、袋に入れたまま処分場に持ち込まないでください。

※お問い合わせは

環境水道課 環境保全係（2階 ④番窓口）
☎：52-9082（直通）をお願いします。



◆水稲の病害虫防除を行います

本年度の水稲への病害虫防除（無人ヘリによる農薬散布）を次の日程で行います。地域の皆さんにはご迷惑をおかけしますが、趣旨をご理解の上、ご協力をよろしくお願いいたします。

○実施時期＝

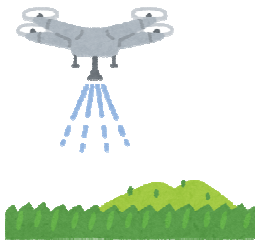
場 所		長田地区	梶山地区	その他の地区
実施日時	1 回目	7 / 1 6 (木)	7 / 2 3 (木)	7 / 3 1 (金)
	2 回目	8 / 1 6 (日)	8 / 2 2 (土)	8 / 3 1 (月)

※天候などの都合で変更される場合があります。

※散布中は危険ですので、機体のまわり 2 0 m 以内には近づかないようにしましょう。

※露地野菜や出荷前のかんしょなどに隣接する水田は、ドリフト（飛散）防止のため、粒剤などによる個人防除での対応をお願いします。

※また、施設園芸やハウスや住宅などに隣接する水田は、原則として散布できません。ただし、散布時にハウスを閉めきるなどの対応で、お互いの合意が得られた場合は散布が可能です。



※お問い合わせは、

J A（都城農業協同組合）三股支所・営農経済課

☎：5 2－1 1 2 2 にお願いします。

◆健康づくりに取りくんで、ポイントを貯めましょう

町では、町内在住の 4 0 歳以上の人（本年度に 4 0 歳になる人も含みます。）を対象に、個人の健康づくりへの取り組みや特定健診・がん検診などの健康づくりに関する事業などへ参加することで、ポイントがたまる「三股町健康マイレージ事業」を実施します。ポイントが合計 5 0 ポイント以上貯まると町商工会の商品券 1 枚（5 0 0 円）と交換します。

■参加方法（参加無料）＝

「ポイントシート」に記載されている項目にチャレンジし、ポイントを獲得します。

■ポイントシート配布場所＝

①町役場総合案内

②健康管理センター

※国民健康保険・後期高齢者医療被保険者が対象の特定健診を受診した人は、結果通知書に同封する予定です。

■健康づくりの取り組み期間＝

本年 1 月から 1 2 月までの間に取り組んだものになります。

■交換＝

5 0 ポイント以上貯まった後の商品券への交換は、令和 3 年 1 月以降に行います。

詳しい交換時期や方法については改めて、回覧などでお知らせします。

現在、実施されている国民健康保険・後期高齢者医療保険被保険者を対象にした特定健診や今月実施予定の特定保健指導はボーナスポイント対象です。

お友達と声を掛け合いながら健診受診や保健指導を利用し、ポイントを獲得しませんか？

※お問い合わせは、

町健康管理センター

☎：5 2－8 4 8 1 にお願いします。

◆マイナポイント事業申請手続きのお手伝いをします (希望者のみ)

9月からマイナンバーカードを利用した消費活性化策(マイナポイント事業)が実施されます。**キャッシュレス決済サービスで、チャージまたはお買い物をすると、5000円分を上限に利用額の25%がマイナポイントとしてもらえます。**
マイナポイントをもらうためには以下の申請手続きが必要です。

申請手続きが困難なときは、マイナンバーカード、マイナンバーカードを受け取るときに設定した利用者証明用電子証明書の4桁の暗証番号、マイナポイントの付与を希望する決済サービスのカードなどを持って、町役場の「マイナンバー窓口」へご相談ください。マイナンバー窓口では、マイナポイント事業のほか、マイナンバーカードの申請やマイキーID設定のお手伝いを無料でしています。

■マイナポイントの取得・利用までの流れ＝

①マイナンバーカードの取得

- ・カードの申請は、パソコン、スマートフォン、郵便などによる方法があります。

②マイナポイントの予約(マイキーIDの設定)

- ・マイナポイントの予約は、パソコンやスマートフォンなど自身の端末から行うことができます。パソコンで行う場合は、対応するICカードリーダーが、スマートフォンで行う場合はアプリや対応機種であるかの確認が必要です。
- ・端末でマイナンバーカードを読み取り、マイナンバーカード交付時に設定した4桁のパスワードを入力します。
- ・マイナポイントが予約され、マイキーIDが自動で設定されます。

③マイナポイントの申し込み方法

- ・キャッシュレス決済サービスを1つ選択し、マイナンバーカードとの関連付けを行いますが、**キャッシュレス決済サービスによって申し込み方法が違います。マイナポイントの申し込みは、7月開始です。**
- ・スマートフォンやパソコンで**総務省の「マイナポイント事業」のサイト**から、ご自身が利用されるキャッシュレス決済サービスが登録されているかを確認していただき、申込方法をご確認ください。

④選択した決済サービスでチャージまたは、購入

- ・**9月から**、申し込み時に選択した決済サービスでチャージまたは、購入すると、5000円分を上限に、利用額の25%がマイナポイントとして付与されます。

◆マイナンバーカード(個人番号カード)申請をお手伝いします

町では、マイナンバーカード(個人番号カード)の発行を希望する人に、写真撮影など、カード申請のお手伝いを無料で行っております。

また、マイナンバー制度やマイナンバーカードについての相談も受け付けています。気軽にご相談ください。

- ・**受付場所＝** 町役場 町民保健課前「マイナンバー窓口」
- ・**受付時間＝** 午前8時30分～正午・午後1時～4時
- ・**必要なもの＝** 免許証や保険証などの本人確認書類
※申請者本人が来庁してください。
※カードができるまで約1～2ヶ月かかります。
※受け取り時に再度、来庁してください。



◆マイキーIDの設定をお手伝いします

町では、マイナポイント事業のマイナポイントの予約(マイキーIDの設定)のお手伝いを無料で行っております。

- ・**受付場所＝** 町民保健課前「マイナンバー窓口」
企画商工課 企画政策係窓口
- ・**受付時間＝** 午前8時30分～正午・午後1時～4時
- ・**必要なもの＝** マイナンバーカードと利用者証明用電子証明書のパスワード
4桁の暗証番号
※申請者本人が来庁してください。

※マイナポイント事業の詳細は、「マイナポイント事業サイト」で確認してください。

「マイナポイント事業サイト」



※このページに関するお問い合わせは、
町民保健課 戸籍住民係(1階 ③番窓口) ☎: 52-9630 (直通)
企画商工課 企画政策係(3階 ②番窓口) ☎: 52-1114 (直通)
をお願いします。

◆三股町就学相談会を開催します

町教育委員会では、一人一人の子どもが、よりスムーズに小学校に入学できるよう準備を進めています。就学にあたって、子どもの健康面、発達面、生活面などに何らかの不安や悩みを感じている保護者を対象に相談会を開催します。気軽にご相談ください。

☆相談内容の秘密は守ります。

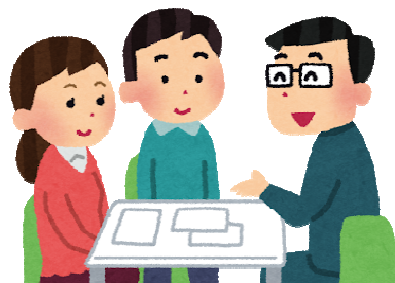
☆相談費用はかかりません。

■日 時： 8月を予定しています。

■対 象 者： 令和3年度小学校入学予定児童
※平成26年4月2日～平成27年4月1日生

■相 談 員： 教育・福祉の専門の先生

■申込方法： 相談希望の人はご連絡ください。



※お申し込み・お問い合わせは、

町教育委員会教育課 学校教育係 教育支援担当（町中央公民館内）

☎：52-9314（直通）をお願いします。

保健と福祉（子ども）

◆「母子及び父子家庭医療費助成事業」受給資格者証の更新を受け付けます

母子及び父子家庭医療費助成事業は、母子・父子家庭の経済的負担や精神的負担を軽減し、健康増進と福祉の向上を図るために、医療費の一部を助成する制度です。

毎年8月に資格者証の更新をする必要がありますので、次の期日に手続きをしてください。対象者には、7月下旬に郵送で直接案内します。

集合受付期日	8月4日（火） ・ 5日（水） ・ 6日（木）
時 間	午前9時30分～正午 午後1時30分～7時（※受付終了時間：6時45分） ※ただし、8月6日（木）の受付は午後のみとなります。
場 所	町役場4階 第1・2会議室
準備するもの	①印かん（認め印可 スタンプ式は不可） ②健康保険証（世帯全員分）の <u>コピー</u> ※事前にコピーしたものを提出してください。 ③身分証明書（運転免許証など） ④養育費などに関する申告書 ⑤医療費受給資格者証更新手続きチェックシート ⑥医療費受給資格証交付台帳
世帯の状況で必要となる書類	（ア） 令和2年1月1日に町内に住民票がなかった人 ⇒ <u>個人番号カード（マイナンバーが確認できるもの）</u> が必要です ・所得の状況を確認します。 ・同居の家族の中に令和2年1月1日に町内に住民票がない本人以外の扶養義務者がいる場合は、その人の個人番号カード（マイナンバーが確認できるもの）も必要です。 （イ） 母子・父子家庭の対象となる児童の住民票が町外にある人 ⇒ <u>在学証明書または学生証のコピー</u> が必要です （ウ）その他 ・後日送付する案内文書でご確認ください。

※集合受付期日に来ることができない人は、福祉課 児童福祉係（1階 ⑥番）で**8月7日～31日**（土・日・祝日を除く）までに更新の手続きをしてください。

※更新手続きは受給者本人が行ってください。代理人による手続きはできません

※手続きを行わないと、受給資格があっても11月以降の医療費は助成されません。

※お問い合わせは、福祉課 児童福祉係（1階 ⑥番窓口）

☎：52-9060（直通）をお願いします。

◆児童扶養手当の現況届を提出してください

児童扶養手当は、離婚・死亡などの理由で父親や母親がいない児童や、父親や母親が中程度の障害の状態にある児童が、健やかに育つことを目的に、その児童を育てている人に支給されるものです。

ただし、所得が一定額以上の場合、手当は支給されません。

■現況届（年1回）を受け付けます＝

児童扶養手当の受給者は、受給資格と所得適否（手当支給額）を確認するために、毎年8月に「現況届」を提出する必要がありますので、必ず手続きをしてください。

手続きがスムーズに進むように次のとおり集合受付の日程を設定しています。また、集合受付期間に来ることができない人は、福祉課窓口（1階⑥番）で8月7日～31日まで（土日祝日を除く）に必ず現況届を提出してください。

この現況届を提出しない場合、受給資格があっても8月以降の手当は支給されません。

※対象者には7月末に郵送で直接案内します。

■集合受付＝

【期 間】 8月4日（火）・5日（水）

午前9時30分～正午/午後1時30分～**7時**

6日（木） 午後1時30分～**7時**

※3日間とも受付終了時間は午後6時45分になります。

【場 所】 町役場4階 第1・2会議室

【準備するもの】

- ①印かん（児童扶養手当で使用しているもの）
- ②児童扶養手当証書（青色）
- ③身分証明書（運転免許証など）

該当する人のみ提出するもの

- ④児童と別居していて、8月1日現在、児童の住民登録が本町にない人

⇒**別居監護申立書**（発行日が8月1日以降のもの）

※民生委員または学校長の証明を受けたもの。

⇒**住民票とう本**（発行日が8月1日以降のもの）

※児童の所属する世帯全員〈省略なし〉のもの

※本籍・続柄が載っているもの

- ⑤その他（詳しくは送付する文書にてご確認ください）

※税の申告などが「未申告」の人は受付できません。必ず申告を済ませてから現況届を提出してください。（扶養義務者に該当する人と同居している場合は、該当する人全員が税の申告を済ませている必要があります。）

■支給期間などによる支給停止制度＝

受給者（養育者を除く）に対する手当は、3歳未満の児童がいる人以外で、支給期間が5年以上の人や、支給開始事由発生から7年を経過する人は、以下に該当する場合を除いて手当額の2分の1が支給されなくなります。対象となる人には事前に一部支給停止適用除外事由届出書を郵送しますので、必要書類などを確認して現況届の際に必ず提出してください。

《以下に該当する人は必要書類を提出すれば支給停止にはなりません》

1. 受給者が就業しているか、または、求職活動などの自立を図るための活動をしているとき。
2. 受給者が、障害、負傷、疾病などにより、就業することが困難なとき。
3. 監護する児童又は親族が、障害や疾病などで、介護のために就労することが困難であるとき。

■公的年金などとの併給について＝

公的年金※¹を受けることができる場合※²は、公的年金が優先となります。公的年金の支給額が児童扶養手当の支給額よりも高い場合は、児童扶養手当は支給されません。

※¹ 公的年金⇒遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償など

※² 公的年金を受けることができる場合

⇒公的年金を請求すれば受給できるのに請求していないのは、公的年金を受けることができる場合に含みます。ただし、繰り上げ受給が可能なのに繰り上げ受給を申請していないのは含みません。

※現況届は受給者本人が届け出をしてください。

代理人での届け出はできません。



※お問い合わせは、

福祉課 児童福祉係（1階 ⑥番窓口）

☎：52－9060（直通）にお願いします。

保健と福祉（高齢者）

◆後期高齢者医療からのお知らせです

■「後期高齢者医療保険料額決定通知書」を郵送します

決定した保険料を7月中に郵送します。

詳しくは、通知書に同封して送付する「後期高齢者医療のしおり」をご覧ください。

【保険料の計算方法】

被保険者全員が同じ額を負担する「均等割額」
＋
被保険者の所得に応じて決められる「所得割額」
＝個人単位で計算

【保険料の納め方】

「年金からの差し引き」「口座振替」「納付書」のいずれかの方法になります。

保険料を「年金からの差し引き」により納付している人で、「口座振替」に変更したい場合は、お問い合わせください（「納付書による納付」への変更はできません）。

「納付書による納付」の場合、納め忘れによる未納が発生してしまうことがあります。納め忘れを防ぐため、「口座振替」の手続きをおすすめします。

また、コンビニエンスストアでも納付できるようになりました。曜日や時間を気にせずに納めることができますので、ご利用ください。

■後期高齢者医療保険料の均等割軽減特例が見直されます

世帯主及び世帯の被保険者全員の軽減判定所得の合計が33万円以下の人

8.5割軽減 ⇒ 7.75割軽減になります。

上記のうち、世帯の被保険者全員の各種所得のない人
8割軽減 ⇒ 7割軽減になります。

詳しくは、7月に郵送する「後期高齢者医療のしおり」や宮崎県後期高齢医療広域連合のホームページをご覧ください。

■後期高齢者医療保険の障害認定申請をご存知ですか？

65歳以上75歳未満で、一定の障害がある人（身体障害者手帳の1級～3級、4級の一部に該当する人）は申請し、認定されると後期高齢者医療制度の被保険者となります。

後期高齢者医療で医療機関にかかるると所得に応じて病院での一部負担金が1割または3割になります。

認定を受けるためには、国保年金係の窓口で申請を行ってください。

加入できる人

- ・身体障害者手帳の1～3級、4級の一部に該当する人
- ・療育手帳Aを持つ人
- ・精神障害者保健福祉手帳1、2級を持つ人
- ・国民年金法における障害年金の1、2級を受給している人 ほか

申請に必要なもの

- ・印かん（認め印可）
- ・申請の基準に該当する各種手帳または国民年金証書
- ・健康保険被保険者資格喪失連絡表
（現在加入している医療保険が三股町国民健康保険以外の人のみ必要です。）

※お問い合わせは、

町民保健課 国保年金係 後期高齢者医療担当（1階 ③番窓口）

☎：52-9632（直通）をお願いします。

■後期高齢者医療の「限度額適用・標準負担額減額認定証」「限度額適用認定証」の一斉更新について

現在、限度額適用・標準負担額減額認定証および限度額適用認定証を持っている人で、引き続き本年度も対象になる人には、7月下旬までに新しい認定証を送付します。

限度額適用・標準負担額減額認定証および限度額適用認定証を持っていない人で、入院などで認定証が必要な人は、まずは該当するかどうかを電話でお問い合わせください。該当する場合、申請を行うことで認定証を発行します。申請月より遡っての発行はできませんので、早めの申請をお勧めします。

☆限度額適用・標準負担額減額認定証および限度額適用認定証を持っている人は・・・

- ①医療機関での支払いの際に提示することで、支払いが限度額までで済みます。
- ②限度額適用・標準負担額減額認定証を持っている人は、入院の際に提示することで、入院時の食事代が減額されます。

《 注意 》

◎標準負担額減額の適用は、申請のあった日の属する月の初日からです。
(例)

認定証を持っていない人が7月15日に申請をした場合・・・

令和2年7月1日適用で令和2年7月31日まで有効の減額認定証と
令和2年8月1日適用で令和3年7月31日まで有効の減額認定証が発行されます。

◎限度額適用・標準負担額減額認定証は、町県民税（住民税）の非課税世帯に限り交付されます。

《 申請に必要なもの 》

- ・後期高齢者医療の被保険者証
- ・マイナンバーが分かるもの
- ・印かん（認め可）



■8月1日から後期高齢者医療の被保険者証が切り替わります

- ・新しい被保険者証は^{だいだい}橙色になります。（7月31日までの被保険者証は水色でした。）
- ・新しい被保険者証は、7月下旬までにオレンジ色の宮崎県後期高齢者広域連合の封筒で本人宛に届きます。
- ・新しい被保険者証が届いたら、台紙からはがして、住所・氏名・生年月日をご確認ください
- ・被保険者証は、無くさないように大切に保管してください
- ・新しい被保険者証の有効期限は令和3年7月31日です。

ただし、保険料の滞納がある人には有効期限の短い被保険者証（短期証）が交付される場合があります。短期証の交付対象となっている人には、事前に納付相談のお手紙を送付しておりますので、早めに納付相談にお越しください。

※お問い合わせは、

町民保健課 国保年金係 後期高齢者医療担当（1階 ③番窓口）

☎：52－9632（直通）をお願いします。

◆農地利用状況調査（農地パトロール）を実施します

農業委員会の活動計画の一環として、毎年7月上旬より農地利用状況調査（農地パトロール）を行い、農地の違反転用と遊休農地の発生防止に取り組んでいます。

具体的には町内全域で、現地調査を年に複数回おこない、

○農地の違反転用の実態を把握し、違反者には農地への回復などの指導・勧告を実施します。

○遊休農地などは、所有者（管理者）に今後の利用に関する調査を行い、農地の再生や農地利用の行動計画などの提出などの指導を実施していきます。

農地パトロールの際には、調査のため農地などに調査員が立ち入りますので、ご理解とご協力をお願いします。

■農地利用状況調査（農地パトロール）に関するQ & A

○遊休農地とは？

- ・1年以上にわたって耕作（農産物の作付け）をおこなっておらず、今後も耕作されないと見込まれる農地。
- ・周囲の農地と比べて著しく低利用となっている農地。（農業委員会判断）

○なぜ農地パトロールが必要なのか？

農地は耕作をやめて数年経過すると、原形を失うほどに荒れて、耕作できる状態に戻すためには大変な手間と労力がかかります。

また、農地の適正な管理を怠ると、雑草が茂って害虫などの温床となるだけでなく、粗大ゴミや産業廃棄物の不法投棄による悪臭や汚水の発生源となり、火災発生の原因となるなど近隣農業者や周辺住民に大きな迷惑となる可能性があります。それらを未然に防ぐ目的で調査を行う必要があります。

適切に農地を管理し、持続可能な耕作（農産物の作付け）を心がけましょう！！

※お問い合わせは、

農業振興課 農業委員会（3階 ③番窓口）

☎：52-9087（直通）をお願いします。

◆令和3年度分「電気防護柵（イノシシ・シカ用）」の申し込みを受け付けます

今回は、令和3年度に向けた聞き取りであり、要望どおりに実施できるとは限りません。

○補助対象： 防護用施設（電気防護柵 イノシシ・シカ用）

○補助条件： ①農地のうち有害獣による被害が多発している場所。
②電気防護柵の長さが原則として200㍍以上あるもの。
③令和3年度電気防護柵を設置予定場所（田・畑）に作付けすること。
④事業申請の時は「滞納のない証明書」が必要です。
※町税務財政課で取得できます（手数料が必要です）。

○標準事業費： イノシシ用 5万7千円
※柵の延長が250㍍のとき（本年度実績）

○基準補助率： 県補助金3分の1以内、町補助金3分の1以内かつ
予算の範囲、個人負担金3分の1以上

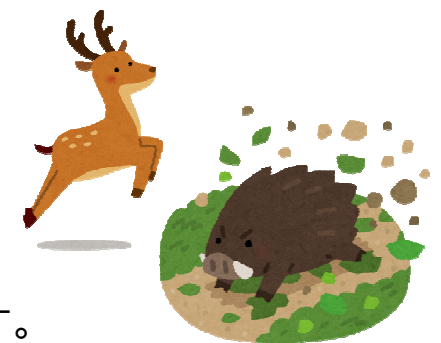
○申込期限： 8月31日（月）
（注：申込期限を過ぎますと受付はできません。）

○申し込み方法： 原則として希望者本人が、農業振興課 農林整備係で申請して下さい。

※お申し込み・お問い合わせは、

農業振興課 農林整備係（3階 ③番窓口）

☎：52-9089（直通）をお願いします。



◆令和2年度高収益作物次期作支援交付金の受付を実施します

新型コロナウイルスの影響による需要の減少により市場価格が低落するなどの影響を受けた野菜・花き・果樹・茶などの高収益作物について、次期作に前向きに取り組む生産者の皆さんを支援します。

■交付の対象となる生産者（以下①～③の全ての条件を満たす人）＝

①2月から4月（※1）の間に野菜、花き、果樹、茶について、出荷実績があり価格低迷などの影響を受けた生産者、または廃棄などにより出荷できなかった生産者。

②収入保険・農業共済などのセーフティーネットに加入していること、または加入を検討する生産者。

③4月30日以降に国の定める次期作への取り組みを行った生産者。

※1：今後、国による内容変更により、5月以降の出荷分も対象になる見込みです。該当のある方はご相談ください。

■交付金の対象となる取り組み＝

①次期作に前向きに取り組む生産者への支援

5万円／10畝【中山間地域などでは5.5万円／10畝】（※2）が交付される取り組み（以下から二つ以上を実施することが条件）
ア 生産・流通コストの削減に資する取り組み
イ 生産性又は品質向上に要する資材などの導入に資する取り組み
ウ 土づくり・排水対策など作柄安定に資する取り組み
エ 作業環境の改善に資する取り組み
オ 事業継続計画の策定の取り組み

②需要促進に取り組む生産者への支援

2万円／10畝【中山間地域などでは2.2万円／10畝】（※2）が交付される取り組み（以下から一つ取り組むごとにそれぞれ交付金対象となります。最大三つまで取り組み可能）
ア 新たに直販などを行うためのHPなどの環境整備
イ 新品種・新技術導入などに向けた取り組み（宮崎県知事が定めたものに限る）
ウ 海外の残留農薬基準への対応または有機農業、GAPなどの取り組み

※2：交付金額は、国による第1回公募時の金額です。申請日時時点で、交付金額が変更になる可能性がありますので、ご注意ください。

■申請窓口＝

①J A都城組合員でJ A都城に出荷実績のある人	J A都城で申請の取りまとめをします。なお、対象者には、J A都城から別途案内が郵送されます。 ■お問い合わせ先 J A都城 園芸課 ☎：38－6691
②J A組合員以外の人、またはJ A都城組合員でJ A都城に出荷実績のない人	町農業再生協議会で申請の取りまとめをします。

■申請受付（町農業再生協議会で申請される人）＝

期日	時間	場所
7月15日（水）	午前9：30～11：30	町役場4階第2会議室
7月16日（木）	午後1：30～4：30	
7月20日（月）	午前9：30～11：30	町役場4階第1会議室
7月21日（火）	午後1：30～7：30	

※郵送で申請書類が届いた人は、なるべく指定期日にお越しください。

■申請に必要な書類（町農業再生協議会で申請される人）＝

対象となる見込みの人には、町農業再生協議会から必要書類一式を7月初旬までに郵送します。J A都城と町農業再生協議会の両方から書類が届いた場合は、J A都城からの案内内容に従って手続きをしてください。どちらからも書類が届かない人は町農業再生協議会までご連絡ください。

- ・受付票
- ・申請者本人名義の通帳
- ・ほ場一覧表（農家台帳で、申請者本人の賃借権・利用権が確認できない土地については、お問い合わせください。）〔令和元年度分・令和2年度分〕
- ・申請者本人名義の出荷伝票の写しまたは廃棄を証明する書類（令和2年2～4月分）
- ・作業日誌（4月30日以降の次期作取り組み分）
- ・申請者本人名義の納品書または領収書の写し（4月30日以降の取り組み分。申請時に準備できない方はご相談ください）
- ・申請者の印鑑（シャチハタは不可）
- ・農家台帳の写し（その土地が所在する市町村の農業委員会で1部とってください。三股町内にある農地分については、不要です。）

※お問い合わせは、

三股町 農業再生協議会（町農業振興課 農政企画係（3階 ③番窓口））
☎：52－9086（直通）をお願いします。

◆農業用ため池マップが公表されました

緊急時の迅速な避難行動につなげる対策のひとつとして、農業用ため池の位置などを皆さまに知っていただくため、宮崎県内の農業用ため池マップが公表されました。

■経緯＝

平成30年7月豪雨では西日本を中心に多くのため池が決壊したため、平成30年11月に農林水産省から防災重点ため池の新たな基準が公表されました。

これを踏まえ、全国の都道府県において、令和元年度に防災重点ため池の再選定が行われ、宮崎県では420カ所、町内では5カ所（宮田池、前山池、上蘭池、堂領池、池ノ谷池）のため池を防災重点ため池に選定しております。

今回、緊急時の迅速な避難活動につなげる対策のひとつとして、農業用ため池の位置などの基礎的な情報を知っていただくため農業用ため池マップが公表されました。

※「防災重点ため池」は、決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設などが存在し、人的被害を与える恐れがあるため池。

■防災重点ため池マップの掲載内容＝

ため池名、所在地、貯水量、緊急時の連絡先などを掲載しております。

農業用ため池マップは、県庁公式サイトに掲載されています。詳しくは、「宮崎県 農業用ため池マップ」で検索するか、または下記のQRコードで確認してください。

(URL) <https://www.pref.miyazaki.lg.jp/nosonseibi/shigoto/nogyo/20200520170803.html>

(QRコード)



※お問い合わせは、
農業振興課 農林整備係（3階 ③番窓口）
☎：52-9089（直通）をお願いします。



相 談

◆町福祉・消費生活相談センターでは相談を受け付けています

町福祉・消費生活相談センターでは消費生活のトラブルなど、さまざまな相談を受け付けています。次のような内容でお困りのことがありましたら、一人で悩まず、気軽にご相談ください。

■相談内容＝

＜消費生活に関する相談＞

- ・借金（多重債務）や訪問販売
- ・商品やサービスの契約解除
- ・架空請求詐欺
- ・インターネットでの消費者取引 など

＜福祉に関する相談＞

- ・こころや身体の健康
- ・人間関係の悩み（職場・学校・家庭など）
- ・女性相談
- ・DV被害相談 など

■相 談 日＝ 月曜日～金曜日（祝祭日・年末年始を除く）

■時 間＝ 午前9時～正午、午後1時～4時

■相 談 料＝ 無料

※相談上の秘密は厳守いたします。



※お問い合わせは

町福祉・消費生活相談センター

☎：52-0999 をお願いします。

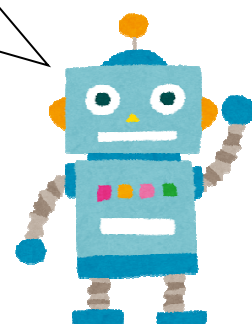
◆「おもちゃ病院三股」を開設します

期 日	7月18日（土）毎月第3土曜日
時 間	・開 院 午後1時～5時ごろ ※受け付けは午後3時までをお願いします。
場 所	町総合福祉センター「元気の杜」
注意事項	・おもちゃ病院三股は、おもちゃを無償で修理します（一部、材料費などが掛かることがあります）。ただし、破損がひどい物や欠品がある物は、修理できない場合があります。現物を見て判断しますので、ご了承ください。 ・コンセントにつないで作動させる電化製品・コンピューター製品、人を傷つける恐れがある物や水に浮く物（浮輪・ボートなど）は修理対象外です。



使わなくなったおもちゃをご提供ください。

「おもちゃ病院」では、壊れたおもちゃを無償で修理していますが、修理に使う部品を購入しなければならないこともあります。使わなくなったおもちゃ、壊れたおもちゃからも、部品を取ることができますので、おもちゃを修理するために、ご協力をお願いします♪



※お問い合わせは、

代表：横山健一 ☎：51-0241 または、
増田親忠 携帯：090-1926-8783
をお願いします。

◆「ふれあい福祉相談」を実施しています

町社会福祉協議会では、生活上のあらゆる問題について、相談を受け付けています。

また、電話での相談も行いますので、気軽にご相談ください。

相談日： 毎週月曜・水曜・金曜

時 間： 午前9時～午後5時

場 所： 町総合福祉センター「元気の杜」



※お問い合わせは、

町社会福祉協議会

☎：52-1246 をお願いします。